

まな

# 学ぶっちゃブック

## 法律やルールを知ろう



北九州市学校警察連絡協議会

# 学ぶっチャブックについて

この「学ぶっチャブック」は、学校関係者・警察関係者が児童生徒や保護者に対して、

- ・ 犯罪に関すること
- ・ 生活上のルール
- ・ ネットトラブル、危険な行為
- ・ 性に関すること
- ・ 少年非行の背景
- ・ いじめに関すること
- ・ 犯罪等を起こした場合の手続きの流れ（概要）

などをお話する際に手助けできるよう作成しています。

よって、本書は児童生徒や保護者への配布目的ではなく、学校・警察関係者が使用することを目的としています。

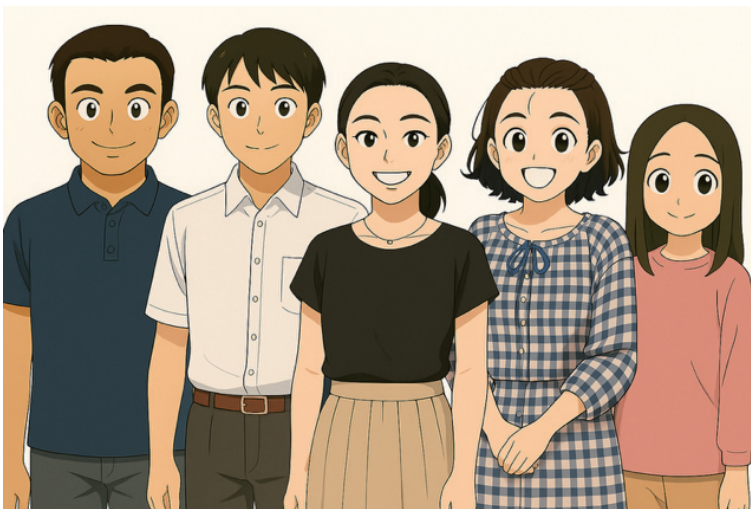
本書の特徴は、

- ・ 学校現場や警察が多く取扱う内容を記載
- ・ 保護者説明に使用できる内容を記載  
（少年非行の背景やいじめ事案対応時に学校と警察が連携する根拠等）

です。

なお、本書には犯罪名や法定刑等を記載していますが、実際に同罪に該当するか否か（構成要件を充足しているか）については、個々の事案により判断するため、「本書記載の行動＝必ず事件化できる」ではない点に注意してください。

本書を児童生徒の健全育成のために活用していただければ幸いです。



北九州少年サポートセンターのメンバー

本書は、北九州少年サポートセンターと共同して作成しています。

# 用語の説明



このページでは、本書に記載している言葉の意味などを説明します。

## ・犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

## ・触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

## ・ぐ犯少年



ぐ犯少年については、39ページに詳細な内容を記載しています。

次の4項目のいずれかに該当し、かつ、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

- ①保護者の正当な監督に服しない性癖があること(深夜徘徊、家庭内暴力など)
- ②正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと(家出、無断外泊など)
- ③犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること(暴力団や暴走族と交際、未成年が立ち入りを禁止されている風俗店などに入出入りすることなど)
- ④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること(援助交際、パパ活、オーバードーズ、飲酒、喫煙など)  
※性癖～常習的、又は同様の行為を反復継続する癖

## ・審判

非行を犯した少年を更生させることを目的とした裁判所での手続き  
(大人の事件でいう裁判)

## ・拘禁刑

2025年6月1日から施行された新しい刑罰  
受刑者の更生支援や再発防止に繋げるため、従来の懲役刑(刑務作業あり)と禁錮刑(刑務作業なし)を一本化

## ・拘留

1日以上30日未満の期間、刑事施設に収容させる刑罰

## ・科料

1,000円以上1万円未満の金銭を支払う刑罰

## ・併科

両方の罰を受けること

# もくじ

<b>★犯罪に関すること</b>	
人のものを盗む	1
だましてお金を奪ったり、損害を与えたりする	3
落ちているものを利用する、盗んだものをもらうなど	4
脅しや暴力など振るってお金などを奪う	5
暴力を振るう、怪我をさせる	6
ものを壊す	7
火遊び	8
刃物等の持ち歩き	9
許可なく侵入する	10
盗撮行為	11
いやらしい言動	12
同意がない性的接触	13
同意がない性交等	14
ストーカー行為	15
薬物乱用	16
大麻乱用が増加中！	17
闇バイトは犯罪	18
<b>★生活上のルール</b>	
生活の決まりは守りましょう！！	19
SNS・ゲーム依存	20
<b>★ネットトラブル、危険な行為</b>	
ネットトラブル①②	21
その行為危険です！①②③	23
<b>★性に関すること</b>	
ふれあいのレベル	26
デートDV	28
性のYES?NO?	29
<b>★少年非行の背景</b>	
子どもたちが問題行動を起こすのはなぜ？	30
行動の背景に目を向けましょう	31
どう対応したらいい？	32
<b>★いじめ</b>	
いじめについて（学生のみなさんへ）	36
いじめについて（保護者の方へ）	37
いじめ事案発生時の学校と警察の連携について	38
<b>★犯罪等を起こした場合の手続き（概要）</b>	
ぐ犯少年について	39
犯罪少年の手続き（概要）	40
触法少年の手続き（概要）	42
ぐ犯少年の手続き（概要）	44
●少年サポートセンターについて	46

# 人のものを盗む



家族のお金を盗む



友達のを盗む



置き忘れた人のものを盗む



友達の家にあるものを盗む



人の自転車を盗む



お店のを盗む(万引き)



人の下着を盗む



他人のキャッシュカード  
で現金を引き出す  
(親のカードもダメ)



人のものをひったくる



万引きや自転車を盗む行為は、軽い犯罪と思われがちですが、ひったくりなどと同じ窃盗罪に該当します。軽く考えてはいけません！！

## 窃盗罪

10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

# だましてお金を奪ったり、 損害を与えたりする



お金を払うと見せかけて払わなかったり、他人のクレジットカードを使って買い物をすることも詐欺に該当します！



電車の  
無賃乗車



タクシーの  
無賃乗車



無銭飲食



他人の  
クレジットカードで  
買い物

(親のクレジット機能でのネットショッピングも含む)

**詐欺罪** 10年以下の拘禁刑



罰金刑がない(拘禁刑のみ) 重い犯罪です。軽い気持ちで詐欺行為をしてはいけません！

# 落ちているものを利用する 盗んだものをもらうなど



ひろった財布からお金をとる



道路に置いてある自転車を利用する

## 遺失物等横領罪

1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金若しくは科料



**盗んだものと知りながら**  
もらったり、買ったりすることも犯罪です

## 盗品等無償譲受け罪等

無償でもらう場合  
買う、保管など

3年以下の拘禁刑  
10年以下の拘禁刑及び50万円以下の罰金

# 脅しや暴力などを振るってお金などを奪う



どんな行動が恐喝になるの？

## 恐喝罪



相手を怖がらせたり、暴力を振るってお金などをとる(要求する)

どんな行動が強盗になるの？



## 強盗罪



刃物等で脅すなどして強制的にお金などをとる(要求する)

恐喝罪	10年以下の拘禁刑
強盗罪	5年以上の拘禁刑

# 暴力を振るう、怪我をさせる



友達を押す



友達を殴る



たとえ相手から暴力を振るわれても、暴力でやり返した場合、犯罪行為になる可能性があります。相手が怪我をすると「傷害罪」が適用されます。



**暴行罪**

2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

**傷害罪**

15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

# ものを壊す



自分以外の人のものを壊す

※親のもの(家の壁やテレビなど)は自分のものではありません。



学校のガラスを割る



車を傷付ける



壁に落書きをする

## 器物損壊罪

3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料

# 火遊び



家のものを燃やす



ゴミを燃やす



たき火をする



子どもだけで花火をする

※たき火や花火は禁止されている行為ではありませんが、火災を起こした場合は、下記犯罪に該当する可能性があるため、十分注意が必要です。

## 失火罪

50万円以下の罰金

## 軽犯罪法違反

拘留又は科料

【放火に該当する場合】

## 現住建造物等放火罪

死刑又は無期若しくは5年以上の  
拘禁刑 等

# 刃物等の持ち歩き



理由なく  
包丁などの刃物を所持(持つ)する

理由なく  
凶器となるようなもの(ハサミなど)  
を隠して所持(持つ)する



彫刻刀などの刃物を相手に  
向けて脅す



## 銃砲刀剣類所持等取締法違反

刀剣類の不法所持～3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
刃体の長さが6cmを超える刃物の携帯～2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

## 軽犯罪法違反

拘留又は科料

## 暴力行為等処罰に関する法律違反

3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

# 許可なく侵入する



空き家などに入ること



学校に入ること

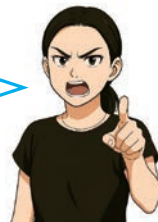


勝手にプールに入ること



線路内に入ること

自分の学校、母校や知っている人の家でもだめ！



**住居侵入等罪**  
**鉄道営業法違反**

3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金  
科料 等

# 盗撮行為



エレベーターや階段などを利用して  
女性の下着などを盗撮



トイレや更衣室などにスマホなどを設置して  
隠し撮りする行為

- ①内容によっては、児童ポルノ※1の製造に該当する！
- ②盗撮は未遂（実際に撮影・保存しない）でも、  
撮影しようとした時点で処罰の対象になる！



## 性的姿態撮影等処罰法違反（撮影罪）

3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び 児童の保護等に関する法律違反

3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

※1 写真やデータ（DVD、スマホ、パソコン等）などで以下のような描写をしたもの

- ①児童を相手に性交や性的類似行為をし、又は児童が性交や性的類似行為をしている姿
- ②他人が児童の性器等を触り又は児童が他人の性器を触る姿
- ③児童が衣類の全部又は一部を着けない姿で、児童の性的な部分（性器等若しくはその周辺部、  
臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調させている姿

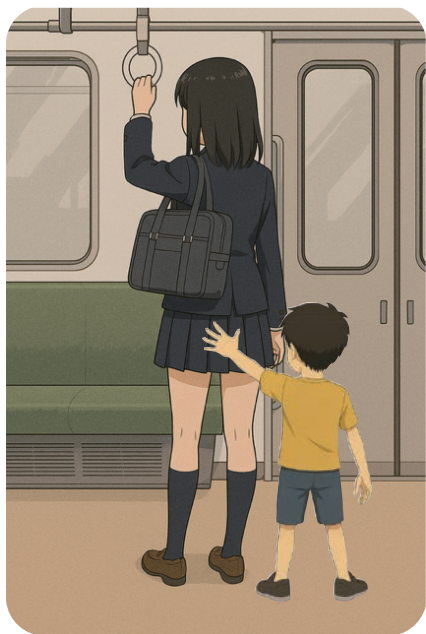
# いやらしい言動



着替えなどをのぞく



友達や先生に性的な話をする



電車でお尻などを触る(痴漢)

髪を触る  
においをかぐ  
も県条例違反に  
該当する可能性  
があります。



福岡県迷惑行為防止条例違反

1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 等

# 同意がない性的接触



抱きついて胸や尻を触る



下半身を触る



いきなりキスをする

同意があった場合でも、

- ① 13歳未満の子に対する性的接触
- ② 13歳以上16歳未満の子に対して、その子より5歳以上年長者からの性的接触は犯罪になります。



## 不同意わいせつ罪

6月以上10年以下の拘禁刑 等

## 同意がない性交等※1



無理矢理の性行為など

付き合っていたり、結婚していても犯罪です！



同意があった場合でも、

- ① 13歳未満の子に対する性的接触
- ② 13歳以上16歳未満の子に対して、その子より5歳以上年長者からの性的接触は犯罪になります。

特定少年※2であれば検察官送致され、触法少年の場合は児童相談所長に送致されると**とても重い犯罪**です。

※手続きの流れはP 40～43に記載



**不同意性交等罪** 5年以上の拘禁刑

※1 性交、肛門性交、口腔性交、膣や肛門に身体の一部や物を挿入する行為

※2 犯罪少年のうち、18、19歳の少年

# ストーカー行為

「相手のことが好き!!」  
と思っても追いかけて  
まわしてはいけません。



## ストーカー行為について

### こんな行動をしてませんか？

- ・つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
- ・会うことや付き合うことをしつこく要求する
- ・乱暴な言動
- ・連続して電話、メッセージを送る
- ・GPS機器などを取り付ける など



この行為はあくまで  
一例です。相手が好き  
だったり、振られた腹い  
せなどを理由に、相手  
が嫌がるような行為は  
絶対にしてはいけません。



## ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)違反

ストーカー行為 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金  
禁止命令等<sup>※1</sup>違反 2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金

※1 行為者に対して、公安委員会が当該行為をしてはならないことや、当該行為が行われることを防止するために必要な事項を命じること

# 薬物乱用

違法薬物の所持・使用・売買などはしてはいけません。  
 オーバードーズ（市販薬のルールを無視した服用）も薬物乱用になります。



※大麻については、次ページに詳細（写真等）を記載しています。

## 覚醒剤



隠語「アイス」「シャブ」「スピード」「S(エス)」「氷」等  
 幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。  
 使用をやめても、フラッシュバック(再燃)することがある。大量に摂取すると**死に至る**。

## MDMA(合成麻薬)



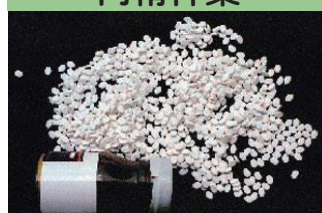
隠語「エクスタシー」「×(バツ)」等  
 知覚を変化させ幻覚が現れる。大量に摂取すると高体温になり、**死に至る**。

## コカイン



隠語「チャリ」「コーク」等  
 幻覚や妄想が現れる。  
 大量に摂取すると全身けいれんを起こすほか、**死に至る**。

## 向精神薬



睡眠薬、精神安定剤  
 など医療用として用いられているが、乱用すると精神及び身体へ障害を与える。

## 覚醒剤取締法違反(覚醒剤の所持、使用)

単純所持～10年以下の拘禁刑

営利目的～1年以上の拘禁刑、情状により500万円以下の罰金を併科

## 麻薬及び向精神薬取締法違反

(麻薬「大麻、コカイン、MDMA等の合成麻薬、LSD等」の所持、使用)

単純所持～7年以下の拘禁刑

営利目的～1年以上10年以下の拘禁刑、情状により300万円以下の罰金を併科

※上記薬物の内容等については、警察庁「薬物乱用のない社会を（令和7年、5年度）」を引用。



# 大麻乱用が増加中!



なぜ大麻を使う人が増えてるの？

SNSなどで間違った情報が流れていることなどが影響していると考えられています。  
 「依存性がない」「身体への悪影響がない」「海外では合法だから安全」等の情報は間違いです。  
 大麻を乱用すると、下記のような影響があります。



## 大麻の有害性

### 大麻の乱用による影響

### 大麻を長く使い続ける影響

知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ(知能指数)の低下	薬物依存
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる

## 大麻に関する法律が改正されました!

これまで法律により禁止されていた大麻等の「所持」や「譲渡」等に加え、新たに「施(使)用」についても禁止されました。



大麻草



乾燥大麻



大麻クッキー



大麻スナック



液状大麻

(カードリッジ入り)



大麻キャンディ

麻薬及び向精神薬取締法違反  
 (施(使)用・所持) 7年以下の拘禁刑

※上記大麻の内容等については、警察庁「薬物乱用のない社会を(令和7年、5年度)」を引用。

# 闇バイトは犯罪～犯罪グループから使い捨てにされる～



おっ、SNSで1日で3万円も稼げる仕事がある。  
楽な仕事みたいだからやってみよう。

身分証をデータで送るだけでいいのか。簡単だな。

今後のやり取りは「シグナル」や「テレグラム」を使うのか。  
※暗号化されたアプリ

絶対よくない仕事だよな。  
やめよう。



犯罪に加担せず、  
楽しい生活が続く。



絶対よくない仕事だけど、  
楽に稼げるからいいか。



指示された  
家に着いたぞ。



キャッシュカード  
をだましとったぞ。

騙し取ることができなくても、着手行為  
(騙そうとする行為など)をした時点で  
犯罪に該当します。

やっぱり途中で  
やめよう。



身分証を送ったから  
住所もバレてる。  
どうしよう。

最後まで  
続けよう。



警察に捕まってしまった!  
こんなつもりじゃなかったのに...

警察が保護  
してくれた。  
助かった。



個人情報を送ると犯人グ  
ループから脅迫されて抜  
け出せなくなります。  
応募(加担)してしまっ  
たら、直ぐに警察に連絡  
してください。

# 生活の決まりは守りましょう!!



飲酒、喫煙※1、深夜徘徊※2



親の許可なく  
深夜のドライブ



ゲームセンターやカラオケボックスの利用時間※3は決められています。

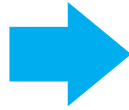


深夜帯に少年を連れまわした者は、**条例違反**※4  
に該当し、**処罰の対象**になります。



- ※1 成人年齢は18歳ですが、飲酒と喫煙は20歳からです。
- ※2 補導時間 23:00～4:00
- ※3 ゲームセンター～16歳未満は18時、18歳未満は22時以降は利用禁止  
カラオケ～16歳未満は18時、18歳未満は23時以降は利用禁止  
(16歳未満の時間は保護者が同伴していない場合)
- ※4 福岡県青少年健全育成条例違反～20万円以下の罰金又は科料

# SNS・ゲーム依存



SNSやゲームに夢中になりすぎると、昼夜逆転の生活になってしまいます。

**家族のお金を盗んで課金していませんか？**



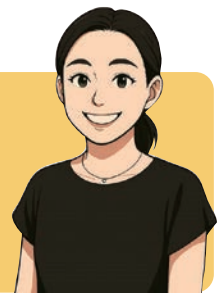
家族のお金を盗んで課金



家族のスマホを使って課金  
(クレジットカード機能あり)

## 保護者の方へ

ゲームやスマホとクレジット機能を同期させていませんか？  
課金被害が発覚した際は、相談機関(消費生活センターなど)に相談しましょう。



# ネットトラブル①



SNSを使用した誹謗中傷



ご飯に虫が入ってたってウソを書いてやる!!

SNSに嘘の書き込み



相手の許可なく加工画像を投稿

生成AIを使用した悪意のある合成被害が問題となっています。

わいせつ画像の使用や悪質な合成行為等については、下記犯罪に該当する場合があります。



名誉棄損罪  
業務妨害罪  
わいせつ物頒布等

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金  
若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科 等

ネットトラブル・危険な行為

# ネットトラブル②

## 個人情報を守る!

↓こんな投稿してませんか?



家の前に  
知らない犬がいた!

家の場所がバレる!



よく行くコンビニが  
新しくなった!

よく行く場所  
友達の顔がバレる!

↓プロフィールに  
こんなこと書いてませんか?



kita20110909

○男

○○小→○○中



名前、学校、住んでいる地域  
アカウント名から  
生年月日がバレる!

日々の何気ない投稿、SNSのプロフィールには個人情報がたくさん!!!  
自分は大丈夫と思わず、日頃からメッセージを送る、SNSに投稿する際は注意しよう!

## アカウント乗っ取りは犯罪です!

他人のアカウントにログインし、乗っ取る行為は**犯罪**です



乗っ取りをしたアカウントで被害者や第三者を誹謗中傷することも犯罪に当たります。



被害に遭わないために、

- ・アカウント名とパスワードに同じ英数字を使用しない
- ・パスワードには推測されやすい生年月日や名前など使用しない

などの対策をしてください!

## 不正アクセス禁止法違反

3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

# その行為危険です!①

1



この人かっこいい♥

～SNSでやりとり開始～

彼氏になってくれることになった😊  
いつかは実際に会いたいな～

2



「彼氏から裸の画像を送ってほしい」と頼まれてる

どうしようかな…

嫌われたくないから送ってしまおう

3



彼氏からの要求がエスカレートしてきた

断ったら、これまでに送った画像をネットで晒すと脅してきた

どうしよう～  
晒されたくないよ😞

4



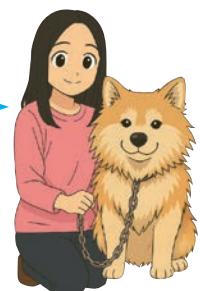
自撮り画像をイケメンにしたら騙される子が多いな

どんどん脅してエッチな画像を送らせよう

SNS上のなりすましが横行しています。  
自撮り画像として相手が画像を送ってきても、  
騙されないで!!

一度SNSに流出した画像等は、**削除できません**。

付き合っている（実際に会っている場合も含む）  
相手であっても、性的な画像等は**絶対に送信しない!!**



# その行為危険です!②



18歳未満の裸の写真は児童ポルノ<sup>※1</sup>に該当します。  
自身の画像等であっても、販売目的の所持や提供などをした場合は、処罰の対象になります。  
児童ポルノを送るよう要求した人<sup>※2</sup>や、画像等を持っている人<sup>※3</sup>なども処罰の対象になります。



- ※1 衣類の全部又は一部を着けない児童の姿態(容姿)であって、殊更に児童の性的な部分(性等若しくはその周辺部、臀部「尻」又は胸部をいう。)が露出され又は強調させているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ※2 対象者が16歳未満の場合 (13歳以上である場合は、その子より5歳以上年長者からの要求) 16歳未満の者に対する映像送信要求罪～1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
対象者が16歳以上の場合:福岡県青少年健全育成条例違反～30万円以下の罰金または料料
- ※3 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

ネットトラブル・危険な行為



SNS等で勧誘



パパ活



いつもご飯を食べさせてくれるし、断れないよ。

最初は「ご飯だけ」と思っても、相手から売春を迫られて断れず、性被害にあってしまうこともあります。



売春



## 【上記ケースの場合】

成人男性～児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反 5年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金  
未成年女子～状況によっては、処罰される場合もあります。

## その行為危険です!③



社交飲食店※<sup>1</sup>であっても、18歳未満の子は法律により接待行為の業務をすることはできません。

過去には、未成年を雇用する悪質店舗が、雇用後に性風俗店を斡旋（紹介）したケースもあります!!

※<sup>1</sup> 接待行為を伴う飲食店



ネットトラブル・危険な行為

風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)違反  
1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はその併科

## もし被害にあったら…

- 怪我をしていたり妊娠の可能性がある場合は早急に病院を受診
- 警察に通報（被害申告）  
→相談を優先したい場合は、福岡県内で#8103に電話をすれば、福岡県警の相談窓口につながる
- 信頼できる大人に相談



# ふれあいのレベル

友達でも、恋人でもふれあいにはレベルがある。相手の同意なくレベルアップはできない！



目と目



手と手



手とからだ

## プライベートゾーン

からだのプライベートゾーン

こころのプライベートゾーン



体操服でかくれるところ（ち）と口



触ったり、見たり、撮影してはいけませんし、相手にさせてもいけません。

性的なことを言ったり聞いたりしてはいけません。



口と口



手と性器



性器と性器

一方的にレベルアップしようとするのは NG！  
おたがいの気持ちを確認し合うことが必要



性に関すること

## 性器と性器のふれあい（セックス）

セックスは、命につながる**責任**ある行為。  
責任を背負う準備はできているかな？

- おたがいの同意はある？
- 相手にいやなことは「いや」と言える？
- 仕事はしている？
- 子どもを育てられる余裕はある？

自分、そして大切な人を守るために  
最善の選択が必要だよ。

## 性交同意年齢

16歳未満の子どもに対して、性交等や、わいせつな行為をすると、本人の同意の有無にかかわらず、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰される。＊子どもが13歳以上16歳未満の場合は5歳の年齢差があるとき

# デート DV

恋人間で起こる DV(暴力)



- ・物を投げる・殴る、蹴る・首を絞める



- ・いつもデート代を払わされる
- ・貸したお金を返してくれない



- ・束縛する
- ・友達や家族と連絡を取らせない



- ・暴言を吐く
- ・「別れたら死ぬ」と言う
- ・不機嫌な態度をとる

- ・避妊してくれない
- ・エッチな画像を送れと言う
- ・性行為を強要する



性に関すること

## ～対等な関係を築こう!～

デート DV は、対等でない力関係のときに発生してしまう  
どちらかが上とか下とかなく、対等な関係になればいいよね♡

### 対等でない関係



- ・相手を自分の思い通りにしたい
- ・相手を力でコントロールしようとする
- ・怖くて本当の気持ちを言えない

### 対等な関係



- ・自分らしくいられる
- ・いやなことを「いや」と言える
- ・お互いを信頼できる

# 性の YES ? NO ?



勘違いしていたこともあるかも？  
正しい知識で自分と大切な人を守ろう

アダルトビデオの内容は全部  
本当！あの通りにしたら相手に  
喜ばれる！



アダルトビデオはウソがたくさん。  
内容を信じて実行してしまう  
と犯罪になることもあるよ。  
アダルトビデオはウソを見抜  
ける大人のためのものだよ。

相手がLINEで絵文字を使っ  
たり、家に来たり、ボディ  
タッチしてくるってことは  
エッチしてOKってことよ  
ね？



「きっとOKだ！」という考  
えで実行してしまうのは危険  
だよ。  
相手の同意がない限りは全て  
NO！だよ。

付き合っているけど、結婚して  
いても、性的な行為をする  
ときには同意が必要だよね！



その通り！  
どんな関係性であっても、同  
意を取らなければいけない  
よ。  
でないと、場合によっては犯  
罪になる可能性もあるよ。

安全日は避妊しなくても妊娠  
しないから大丈夫でしょ～！



安全日はないよ！！  
精子は身体の中で数日間生き  
残るので、妊娠の可能性はゼ  
ロではないよ。

彼氏に「俺のこと好きなら裸  
の写真送ってよ」って言われ  
た。  
彼氏のこと大好きだし、写  
真を送ってもいいよね？



どんなに大好きな相手でも裸  
の写真を送ってはいけない  
よ。  
裸の写真を送る事は愛情の証  
明ではないよ。  
また、犯罪に該当するよ\*

\*P 2 4 参照

# 子どもたちが問題行動を 起こすのはなぜ？

子どもは、ひとりひとり性格、特性、発達のスピードが異なります。  
様々な経験を通して、ルールを身につけていきます。

その過程で、失敗を繰り返すこともあります。

また、自分の感情や考えをうまく相手に伝える力が身について  
おらず、わがままに見える行動を取ることもあります。

このような、子どもの発達を十分に理解した上で、  
子どもの声に耳を傾け、根気強く正しいこと、間違ったことを、  
教え続ける必要があります。

それでも、子どもが問題行動を繰り返す時、  
「なんで!？」と怒る前に、「何かあったのかな？」と  
分析してみましょう。



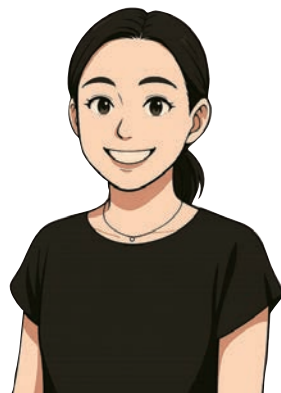
# 行動の背景に目を向けましょう

## 問題行動

- 非行(盗み、暴力・暴言、家出、性の問題、薬物乱用など)
- 心の不調(自傷行為、性の問題、薬物乱用など)

大切な人との  
関係が悪くなる

お子さんに気になる行動が見られたら、「どうしたの?」とよく話を聴いてみましょう。冰山と同じで、表に見えている行動の底に、悩みや困り感が隠れている可能性があります。



少年非行の背景

## 心の中

不安

恐怖

さびしさ

かなしみ

## 根本原因

虐待 } などの被害体験  
いじめ }  
犯罪 }  
その他の傷つき体験  
人間関係のつまずき  
学習面の遅れ など

※個々の性格やサポート体制などにより、必ず非行や心の不調が生じるわけではありません。

# どう対応したらいい？

〔お子さんが幼児期～小学生の場合〕

感情のコントロールがうまくできていないのかもしれませんが。  
例えば、お友達に手が出てしまうお子さんの場合…

こどもの気持ちを受け取る

(例:嫌だったね・くやしかったね)



自分の気持ちを伝える

(例:話してくれてありがとう・よくわかったよ)



ルールを再確認する

(例:お友達を叩くのはダメだよ)



実行できそうな提案をする

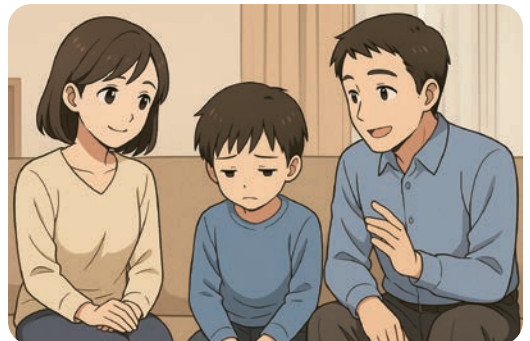
(例:次は〇〇してみるのはどう?)



励ます

(例:あなたならできると信じているよ)

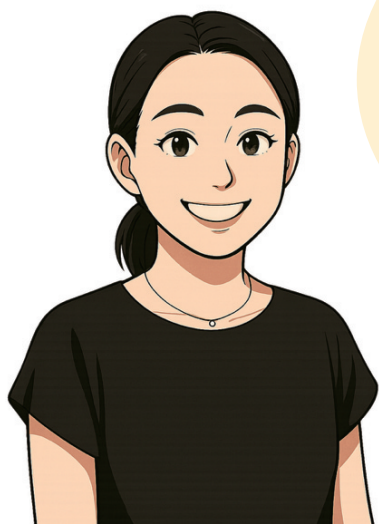
このような対応を繰り返すことで、感情をコントロールする力と正しい対処法が身に付きます。



また、妹弟が生まれたり、パパママが仕事で忙しいなどの状況から、お子さんの心が充電切れになっているかもしれません。無意識に、パパママの気を引くため、困った行動をすることもあります。

抱きしめてあげましょう。スキンシップで心の充電を！

(短時間でも一緒に何か楽しむ時間を持つことや添い寝も効果的です。)



こどもは周囲の大人をよく見  
ています。

まずは、大人がこどものお手  
本になる言動、行動を取ること  
が大切です！

## 【お子さんが思春期の場合】

思春期に入ると、からだは大きくなり、言うことも大人びてきて、  
ついつい大人と同じ感覚で接してしまいがちですが、まだまだ  
成長過程にあるこどもに変わりありません。

それまでずっと我慢してきた欲求やストレスが、非行、反抗、心  
の不調として出てきます。

「**心のSOS**」として捉えましょう。

叱る前に「どうしたの?」と  
行動の背景に目を向ける声掛けを

口を挟まず、否定せず、  
最後まで話を聴く

※「〇〇するな」などの命令口調や、  
「全部お前が悪い」といった否定は、  
会話のキャッチボールを止めてしまいます。

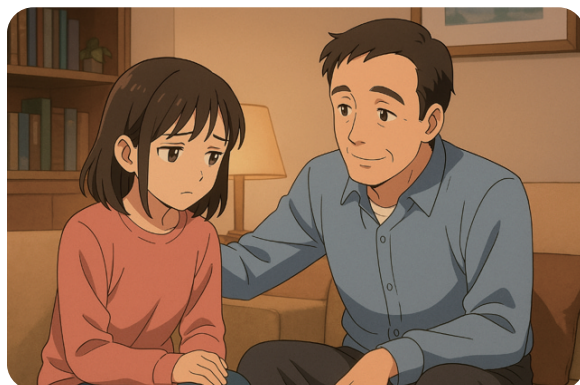


「私」が主語の  
アイメッセージを意識する

※「私は〇〇だと思うよ」「私はあなたに〇〇してほしい」  
など、想いを伝える工夫をしてみると、お子さんとの  
関係性が変わってくるはずです。

「あなたが大切」  
「いつも味方だよ」  
としっかり伝える

※どんなに喧嘩しても、  
心を離さないようにしましょう。



思春期は自立に向けて、意思を持って行動しはじめる時期です。

我が子と言えども、自分とは別の「一人の人」として、尊重しましょう。

甘えと反抗が混在する時期でもあります。

甘えは受けとめ、反抗は受け流し、過ぎ去るのを待ちましょう。

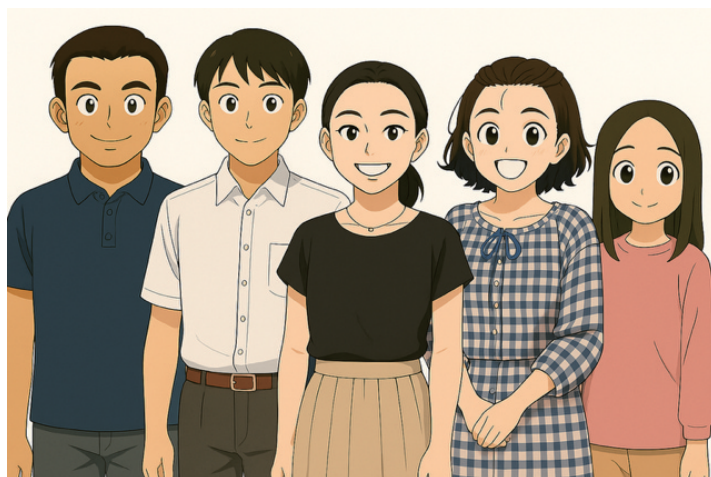
甘えた子ほど自立します!(甘え = 関わり)

経験(成功体験、失敗体験)から多くを学びます。

失敗したら、学びなおしの機会、適切な対処法を身に付ける機会と捉えます。

時にはそっと見守ることも大切です。

こどもの非行関係で悩んだ場合は、いつでも少年サポートセンターにご相談ください。  
(詳細はP 4 6 参照)



# いじめについて(学生のみなさんへ)



いじめは、暴力を振るうことではありません。  
こんな場合もいじめになります。

## 言葉によるいじめ



冷やかしたり悪口、相手が嫌がる  
恥ずかしいことを言うなど

## 物理的ないじめ



わざとぶつかる、叩く、蹴るなど

## 精神的ないじめ



仲間はずれや集団での無視、  
相手が嫌がる恥ずかしいこと  
をさせるなど

## 金品や物に関するいじめ



持ち物を盗む、隠す、壊すなど

## SNSやネット上のいじめ



誹謗中傷、不快な画像や  
動画を送り付けるなど

いじめるつもりがなくても、**相手が  
いじめを受けたと感じたらいじめに  
なります!**

暴力をふるった場合など、状況に  
よっては警察から話を聞いてもらう  
ことにもなります。



# いじめについて(保護者の方へ)

<いじめとは>

いじめ防止対策推進法 第二条(定義)より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。



つまり ↓

周囲による自分への行為が、自身にとって「つらい」等、苦痛を感じたものをいいます。

例えば、

- 友達に「一緒に帰ろう(下校)」と言ったところ、友達から「一人で帰りたい」と断られ、苦痛を感じた。
- 友達に SNS 上でメッセージを送信したが、無視をされ、苦痛を感じた。
- 友達からすれ違いざまに肩をぶつけられ、怪我はしていないが、苦痛を感じた。
- 友達からリコーダーで頭を叩かれて、頭部を裂傷する怪我をし、苦痛を感じた。

このように「いじめ」には、学校の内外において、価値観の違いや性格の不一致により生じるものから、教育上看過できないもの、怪我を負う被害に遭うという犯罪行為に至るものまで幅広くあります。

特に、これまでに説明した犯罪行為(被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのある事案)や、被害児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案(被害者が加害者に対し、処罰意思があるもの)については、制度や通知に基づき、学校と警察が連携して、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていきます。

# いじめ事案発生時の 学校と警察の連携について

## <学校警察連絡協議会について>

学校と警察の間においては、児童生徒の非行防止や犯罪被害防止といった、いわゆる健全育成に資することを目的に、学校警察連絡協議会を設立しており、双方間で情報共有を行っています。県内では、この協議会が8ブロックに分かれており、北九州市学校警察連絡協議会（以下、市学警連）は、その一つになります。

取り組みの重点課題の一つに、「いじめ問題への的確な対応」があり、いじめ事案のうち犯罪行為として取り扱われるべき事案については、学校と警察で連携した対応の促進を図っています。



## <ふくおか児童生徒健全育成サポート制度について>

この制度は、学校と警察が双方に有する児童生徒の問題行動及び犯罪被害防止に係る情報を相互に連絡を取り合うことによって、児童生徒に関わる問題の所在をお互いに理解することで、効果的な児童生徒の健全育成を図る制度です。

市学警連加盟の学校で言えば、県警と「県教育庁、県私学協会、福岡教育大学、北九州市教育委員会」との間で、このことについて協定書の締結（法的な行為）を行っています。特に、相互連絡の対象事案の一つに「いじめ事案のうち犯罪行為として取り扱われるべき事案」があります。

## <いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について>

令和5年2月7日、文部科学省より、「犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない」といった趣旨の通知がなされています。また、通知の中に、警察に相談又は通報すべきいじめの事例が添付資料としてあります。

以上のとおり、いじめ事案について、学校と警察は連携し対応しています。

また、警察は、教育上の配慮等の観点から、教育現場における対応を尊重しつつも、いじめ事案の悪質性、緊急性や重大性、また、被害を受けた児童生徒や保護者の意向や学校の対応状況等を踏まえながら必要な対応をとっていきます。

# ぐ犯少年について



ぐ犯少年保護制度～少年法は、保護法の立場から**犯罪以前**の一定の事実をぐ犯行為としてとらえて審判の対象としています。  
ぐ犯事件は保護手続き特有のものであり、下記の少年がぐ犯少年に該当します。

ぐ犯少年=ぐ犯事由とぐ犯性の両方が認められる少年

ぐ犯事由(①～④のいずれかに該当する※1項目だけでも可)

①保護者の正当な監督に服しない性癖<sup>※1</sup>があること (深夜徘徊、家庭内暴力など)



②正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと (家出、無断外泊など)



③犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること (暴力団や暴走族と交際、未成年が立ち入りを禁止されている風俗店などに入出入りすることなど)



④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること (援助交際、パパ活、オーバードーズ、飲酒、喫煙など)



## ぐ犯性

～性格又は環境に照して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年



犯罪の種別に定めはなく、全ての犯罪が対象となります。

※1 性癖～常習的、又は同様の行為を反復継続する癖

# 犯罪少年の手続き(概要)

犯罪少年～罪を犯した14歳以上20歳未満の少年  
特定少年～犯罪少年のうち、18歳、19歳の少年



- 特定少年とは、
- ・ 犯罪少年のうち、18、19歳の少年
  - ・ 事件は全て検察庁に送られる
  - ・ 報道で氏名が公表される場合もある



犯罪を犯してしまった…これからどうなるんだろう。



今後の手続きがわからないと不安ですね。  
ここでは事件を起こしてしまった後の手続きについて、説明します。



法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送る。  
(特定少年は除く。)

## 少年鑑別所



審判を行うために必要があるときは、2週間～最大8週間収容される。

## 審判

(大人の事件でいう裁判)



## 検察庁



起訴か不起訴(裁判をするかしないか)を決める。不起訴であれば手続きは終了。

凶悪な犯罪を起こした場合や刑事処分にすべきと認めた場合

## 裁判

(大人と同じ裁判)



起訴

## 不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

## 保護処分

- 少年院送致
- 児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く)

児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

- 保護観察

保護観察官や保護司が補導援護します。

## 刑事処分

- 死刑

犯行時18歳未満の者を死刑をもって処断すべきときは無期刑を科します。

- 拘禁刑
- 罰金刑

# 触法少年の手続き(概要)

触法少年～刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年



僕たちは犯罪少年にならないから、どんな悪いことをしてもいいんですよ。



違います！！  
犯罪少年に該当しなくても処分を受けることになります。このページをしっかりと見て理解しましょう。

## 事件発生



触法少年であっても、警察官が調査を実施する場合があります。

少年の行為や環境等に応じ 児童相談所に送致<sup>※1</sup>・通告<sup>※2</sup>する。

## 児童相談所



家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると認められた場合は、家庭裁判所に事件を送る。

## 家庭裁判所



少年が十分改心し、審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、手続きを終了。(「審判不開始」という。)

児童福祉法上の措置

必要な場合のみ

- ※1 送致  
～事件や書類を別機関(検察庁や児相など)に移すこと
- ※2 通告～文書で相手に知らせること

児童福祉司(児童相談所の職員)による指導等で終結。

児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)への入所や里親への委託等。

## 少年鑑別所



審判を行うために必要があるときは、2週間～最大8週間収容される。

## 審判

(大人の事件でいう裁判)



## 不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

## 保護処分

### ●少年院送致

おおむね12歳以上から収容されます。

### ●児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く)

児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

### ●保護観察

保護観察官や保護司が補導援護します。



犯罪少年じゃなくても、審判を受けることがあるの!?  
少年院や施設に行く可能性があるなんて知らなかった。

# ぐ犯少年の手続き(概要)



ぐ犯少年の詳細については、P 39のとおりです。  
ここでは、ぐ犯少年の手続きを説明します。

## ぐ犯少年発見



18・19歳



14歳以上18歳未満



14歳未満

## ぐ犯送致の趣旨

犯罪的危険性のある少年を、犯罪という本格的な症状が現れないうちに診断し、早期治療することによって保護、教育優先主義の目的を達成しようとするもの

## ぐ犯適用外

(行政的支援や福祉の支援を検討)

送致

## 家庭裁判所



## 児童相談所



通告

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると認められた場合は、家庭裁判所に事件を送る。

児童福祉法上の措置

必要な場合のみ

送致～事件や書類を別機関  
(検察庁や児相など)に移すこと  
通告～文書で相手に知らせること

児童福祉司(児童相談所の職員)による指導等で終結

児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)への入所や里親への委託等

## 少年鑑別所



審判を行うために必要があるときは、2週間～最大8週間収容される。

## 審判

(大人の事件でいう裁判)



## 不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

## 保護処分

- 少年院送致
- 児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く)

児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

- 保護観察

保護観察官や保護司が補導援護します。



ぐ犯少年に該当した場合、少年院送致や施設措置になる可能性があるの!? 知らなかった!!

# 少年サポートセンターの紹介

少年サポートセンターは、警察本部少年課の相談機関です。

## 主な活動

### 少年相談

少年や保護者などから、電話や面接により、少年非行などの問題に関する相談を受け、問題解決に向けて助言、指導を行っています。



### 広報活動

少年の健全育成や非行防止のための広報活動を行っています。講演活動については、小・中・高・専門学校生、大学の生徒向けに行う薬物乱用防止教室や非行防止教室、思春期・乳幼児期の子どもを持つ保護者対象の講演を実施しています。



### 立ち直り支援

非行に走った少年や犯罪の被害にあった少年に対して、関係機関等と連携して、支援を行っています。

#### 【支援例】

- ・ 就労支援
- ・ 学習支援
- ・ 体験活動

(ドッグセラピー、寺体験、調理など)等を実施しています。



### 街頭補導

街頭での深夜徘徊、飲酒、喫煙、怠学などの不良行為に対して声掛け指導を行っています。

子どもたちの問題行動には、必ずその「理由」があります。困った時は一人で悩まずに少年サポートセンターにご相談ください。



【北九州少年サポートセンター】  
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた5階  
093-881-7830



学ぶっちゃブック  
～法律やルールを知ろう～  
発行元 北九州市学校警察連絡協議会  
作成 令和8年1月

